

## 小型家電リサイクルに関する本市の取り組み

家庭で不用になったデジタルカメラやゲーム機などの小型電子機器のリサイクルを促進するため、平成25年4月1日に「小型家電リサイクル法」が施行されました。この法律は、制度に参加する市区町村や家電量販店が回収した小型電子機器を国が認定した事業者を集め、適正なりサイクルを促進しようとするものです。

小型家電には、鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用な金属が含まれており、日本で1年間に使用済みとなる小型家電は65万トン、そのうち有用な金属は28万トンで、金額にすると844億円分にもものぼる、という国の推計(平成24年)があります。一方で、小型家電は鉛などの有害な物質を含むものもあるため、適正な処理が必要です。しかし、全国的には鉄などの一部の金属を除いて、その大半が廃棄物の埋立地に処分されてきたという実態があり、また、違法な廃棄物回収業者を通じて国内外で不適正な処分が行われているケースもあります。そこで、①小型家電に含まれている貴重な資源を大切に使う ②住環境を守るために適正な処理を行う という観点から小型家電のリサイクルを促進するため、いわゆる「小型家電リサイクル法」が制定され、関係者それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する、促進型の制度として定着を図っています。

小型家電リサイクル法では、パソコンを含む殆どの小型家電製品がその対象品目となっていますが、全ての対象品目が全国一律に回収されているわけではありません。回収が行われるのは参加した市区町村や一部の家電量販店等だけであり、回収される品目も市区町村や家電量販店によって異なっています。

### 【小型家電リサイクル法】

正式名称 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

施行 平成25年4月1日

目的 使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。

### 【制度概要】

使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する制度。本制度は、関係者(消費者、事業者、市町村、小売業者、認定事業者など)が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度。

### 【対象品目】

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なもの(28分類 96品目)を政令指定。

### 【各関係者のそれぞれの役割・取組と実施方法】

#### ●消費者の責務

・小型家電製品を分別して排出

#### ●市町村の責務

- ・分別して収集 ・認定事業者へ引渡す

### ●認定事業者

- ・再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。
- ・再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等の廃棄物処理業の許可を不要とする。
- ・収集を行おうとする区域内の市町村から分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き引き取らなければならない。

### ●国

- ・再資源化事業計画の認定 ・再資源化事業計画の認定を受けた者に対する指導・助言、報告徴収、立入検査 ・認定の取消し

### ●実施方法

- ・市民が排出した小型家電を市町村等が回収し、認定事業者に引き渡して処理をする。
- ・回収方法は、①拠点ごとに回収ボックスを置く「ボックス回収」、②ごみ集積場に排出してもらう「ステーション回収」、③市民イベント等でブースを設けて行う「イベント回収」、④収集してきた不燃ごみ等からピックアップする「ピックアップ回収」、⑤「戸別収集」等があり、これらについては、各市町村の特性に合わせて回収方法を選択できる。

### 【促進の基本的方向】

- ・広域的かつ効率的な回収により、採算性を確保しつつ再資源化することが可能であり、関係者が工夫しながらそれぞれの実情に合わせてリサイクルを実施する。
- ・消費者や国、地方公共団体、リサイクル事業者などの関係者の適切な役割分担の下で積極的に参加することが必要である。

### 【全国での実績及び目標】

平成25年度回収量 約2万4千トン(市町村約2万500トン、小売店等約3,500トン)  
 平成26年度回収量 約5万1千トン(市町村約3万9,000トン、小売店等約1万2千トン)  
 平成27年度回収目標 14万トン(国民1人当たり年間約1kgの回収量)

### 【武蔵野市の実施状況】

#### ●ピックアップ回収

- ・平成23年4月より「都市鉱山開発事務所」を立ち上げ、市内で排出される燃やせないごみ及び粗大ごみの中からピックアップした小型廃家電製品を選別・分解し、そこに含まれる「有用金属・希少金属」を回収し、有用資源を発掘しリサイクルする事業を開始した。平成24年4月からは、事業を「社会福祉法人 武蔵野千川福祉会」が運営する作業所との協働で実施している。

収量

年度	品目	電動機類	基板類	コード類	金属複合物	ハードディスク	合計
		(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)
23		11,440	2,860	1,480	14,130	—	29,910
24		9,610	2,670	1,280	22,900	130	36,590
25		11,350	1,960	1,240	19,640	30	34,220
26		10,750	1,500	910	0	0	13,160

\* 金属複合物の回収は、平成26年2月以降休止

## ●イベント回収

- ・平成26年度より、例年秋に開催される環境フェスタ会場において小型家電のイベント回収を開始した。

平成26年度回収量	170kg(小型家電製品232個)
平成27年度回収量	450kg( " 397個)

## 【現状・課題】

- ・この制度は、リサイクル事業者が国の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可が不要となり、広域的かつ効率的に(多量の)小型家電を回収することができるようになることで、採算性を確保しつつ再資源化を可能にするための制度である。この事業成功の鍵は、市町村がいかに大量に小型家電製品を集め、良質な(有用金属のみ分別された)形で、認定事業者に引き渡すか、ということなので①収集、②有用金属類の選別 等について、いかにコストをかけずに行うか、が重要となる。
- ・①収集、②有用金属類の選別 についてはマンパワーが必要となる。そのため、収集方法の変更や新たな選別作業などを実施するとなると、十分な調査・検討が必要となる。市では、本制度が制定される前の平成23年4月から現在まで、プラットホーム内でのピックアップ回収を実施しており、量は少ないながらも有用金属類のみを事業者引き渡している。
- ・「都市鉱山開発事務所」における作業は、ピックアップした小型家電の保管スペース、および、選別後の有用金属類の保管スペースに限界があることから、現状より規模が拡大できない。殊に、市内各地域の不燃ごみの収集が水曜日に集中しており、ピックアップすべき不燃ごみが水曜日に集中し大量に出るため、ピックアップ作業の効率が悪く、保管スペースが不足している。現状のごみ収集日を全面的に見直し、不燃ごみ収量の平準化がなされれば規模の拡大も可能となる。
- ・昨年度から金属の買い取り価格が急落している。一般的に小型家電から有用金属や希少金属等を分別したものは認定事業者により有価での引取りがあるが、小型家電を一切分別せず一律に引取りを依頼しているケースについては、逆有償となりかねない情勢である。有償なのでより多くの小型家電を収集するつもりで制度を導入したが、収集すればする程赤字が増えることになりかねなくなり、事業継続に苦慮しているという話も聞いている。
- ・しかしながら、本市のクリーンセンターで一体に処理している不燃・粗大ごみの平成26年度の年間処理量は2,276tと、新クリーンセンターの計画処理量2,184tを100t近く上回っている現状がある。このため、不燃ごみ中のリサイクル可能な金属製品や小型家電等を、クリーンセンターを介さず直接リサイクルルートに乗せることは、不燃ごみ搬入量を減ずるとともに、総合的な処理コストの低減も期待されることから、収集した小型家電製品を全量認定事業者引き渡すリサイクル事業については、なお研究の余地がある。
- ・たとえば、現状の不燃ごみの中に小型家電製品と金属製品の含まれる割合が合計で50%前後あれば、現在月2回の不燃ごみの収集を1回とし、減らした1回分で小型家電製品と金属製品を資源物として戸別収集するという方策も考えられる。(現在、ごみの組成分析調査を実施しており、今月中に不燃ごみ中の小型家電製品と金属製品の割合および排出予測量を算出する予定)